

四万十町手話言語条例（案）の概要

四万十町では、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進と手話の普及に努め、ろう者を含む全ての町民が安心して生活できる地域社会の実現を目指して、四万十町手話言語条例を制定します。

目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、①町の責務、②町民及び事業者の役割、③町の施策の基本的事項を定め、町民がお互いを尊重し合い安心して生活できる地域社会を実現することを目的とします。

基本理念

手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合い、全ての町民が安心して生活できる地域社会を実現することを基本として行っていきます。

町の責務

基本理念にのっとり、手話に対する理解を促進するとともに、手話の普及及び手話の使用しやすい環境を整備するための施策を推進します。

町民・事業者の役割

町民：基本理念及び手話に対する理解を深め、町が推進する手話に関する施策に協力
事業者：基本理念及び手話に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努める

施策の推進

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思の疎通及び情報の取得をしやすい環境づくりのための施策
- (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策